

東峰御幸畑東遺跡出土の縄紋時代早期子母口式土器関連資料について — いわゆる「木の根A式土器」に関する一考察 —

小笠原 永隆

はじめに

1970年代以降、盛んに埋蔵文化財の発掘調査が行われた成田空港建設予定地内は、非常に多くの遺跡が存在することが明らかとなった。なかでも縄紋時代早期の遺跡については、千葉県内の密集地帯であるともいえることができるほど、遺構及び遺物が多く検出されている。

縄紋時代早期前半は、急速な温暖化の下、海面上昇や植生、さらに動物相の変化など狩猟・採集を中心とする生活にかかわるすべてのことが年を追うごとに変化していくなか、求められる対応はすさまじいことであつたと想像できよう。そのような中、現在の成田空港周辺域は旧石器時代を除き、他の時代には見られないほどの遺跡形成が行われていることから、当該時期に生活戦略上のメリットが非常に高かつた理由がある筈であり、これを明らかにすることが大きな課題である。

近年、子母口式に関する資料充実は著しいものがあるが、その位置づけに関しては不明な部分が多く、各報告書を見ても、型式同定に苦慮している様子をうかがうことができる。これは、遺跡ごとの変異が大きく、なかなか標準的な姿を捉えられないことに最大の理由がある。型式を設定した山内(1941)に「自信を以つてこの式の内容を説き得ない」と発言させた当時の事情と比しても事態はそれほど大きく進展していないように思われる。

本論では、以上のことを踏まえ、近年公表された東峰御幸畑東遺跡出土の関連資料群(横山2004)の検討を出発点として、成田空港周辺域における子母口式期前後の土器文様に変化する様相について考えてみることにする。

1. 東峰御幸畑東(空港No.62)遺跡出土の子母口式関連資料

(1) 対象となる資料

東峰御幸畑東遺跡において、子母口式に関連すると

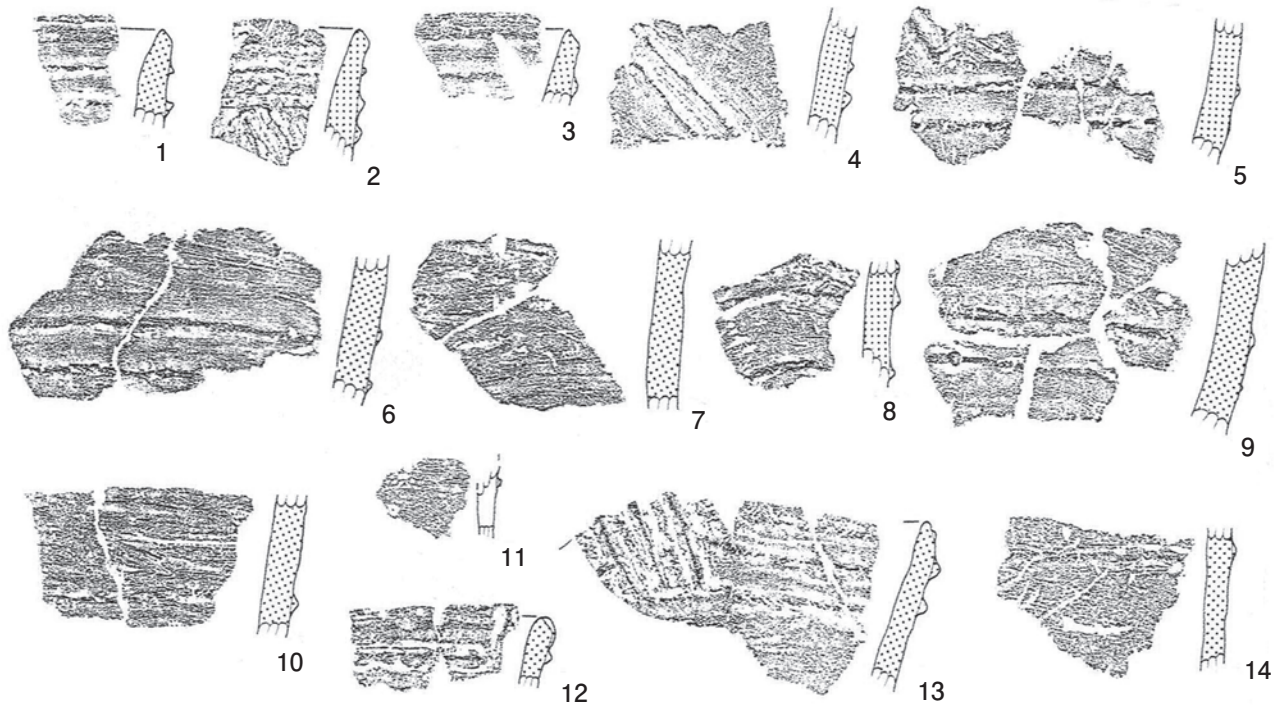
思われる資料は、細隆線紋を主体としているものが大半であり、「第Ⅲ群 早期前半の沈線文系土器/第5類 田戸上層式から子母口式土器に比定される無文主体土器/h種 隆起線施文のもの(第1図1~14)」及び「第Ⅳ群 早期後半の条痕文系土器/第1類 野島式土器/a種 細隆起線文を主体とするもの(第2図1~23)」に分類されている。同じ細隆線紋を持つ土器が大きく2つの時期に分けられた根拠は、製作の特徴(細隆線の太さ、器面調整-条痕の有無、器壁の厚さ)に要点が置かれているものと推定される。

(2) 第Ⅲ群に分類された資料(第1図1~14)

個体①(1~5)は、2本一組の細隆線が口縁部付近横位に、その直下に鋸歯状(?),そして胴中部へ横位にそれぞれ施紋されている。このうち、胴中部のものは、I文様帯の下端を区画する横位区画文としての意味を持つものと考えられる。そのI文様帯内部の鋸歯状(?)文であるが、5を見ると、左側のV字状構成の下端部は横位区画文に接していないが、わずかに確認できる破片右側の部分では連結していることがわかる。個体②(6~10)は、横位構成と思われるものだけが見られるが、8はやや曲線を帯びており、もっと複雑な構成となるとも考えられる。個体③(12~14)は、緩い波状口縁を呈し、その波頂部から3本の細隆線が垂下する。その下端は、口縁部を2条に横走する細隆線のうち、上段の細隆線を切り、下段に連結している上端は口唇部に至り、小波状のような効果を出している。

以上の資料は、後述する第Ⅳ群と分類されたものに比して、厚手の製作であり、細隆線はやや太く断面三角形となっている。

個体①の資料は、山内(1941)が示した神奈川県川崎市子母口貝塚例¹⁾に類似する。なお、金子(1992)が同貝塚の山内清男博士発掘資料を再整理及び報告した際、この資料の実物は確認されなかったが、「江坂輝弥氏所蔵の拓影図」として紹介した中に、無紋であ



第1図 東峰御幸畑東（空港No.62）遺跡出土資料(1) ※縮尺は 1/3

る口唇部の拓影も掲載され、外削ぎ状の口縁部形態となることが確認できる²⁾。なお、I文様帯下端的の横位区画文と文様帯内部に展開する細隆線が連結する部分としない部分があることは大きな意味を持つものと考えられる。同じく細隆線紋が展開する市原市新井花和田遺跡（牧野2001）046炉穴出土例（第3図3）を見ても同様の状況が観察できる。また、細隆線紋ではないが、同遺跡066竪穴住居跡出土例（第3図4）の鋸歯状文様も横位区画文（不安手なものであるが）に接する部分としない部分を確認できる。このような資料については、金子（2005）や井上（2010）が指摘するように田戸上層式の入組状文から変化したものしたものであると考えられる。つまり、今回注目した部分は、田戸上層式の入組状文から以降の鋸歯状構成へと変化する過渡期の資料として位置付けられる、ということである。なお、明確な野鳥式になってもこの影響が残る埼玉県久喜市（旧菖蒲町）小林八束2遺跡（第4図1、金子2008）なども見られる。

個体③に見られる構成に類する例はあまり見られないが、口縁部の一部に細隆線小突起状に付される例が、東京都北区中里遺跡（第4図8、毒島1989）、野田市岩名第14遺跡（第4図5～7、岡田1994）などに見られる。また、描出手法は大分異なるものの、白井市復山谷遺跡例（第4図9～23、小笠原2002）の施紋効果

に類似することが指摘できよう。この口唇部及び口縁部文様の祖形については、田戸上層式（新々段階）に多くみられる無紋化傾向が強いものの、口唇部加飾が盛んとなる資料（第2図27・28）から考えてみたい。阿部（1989）が指摘するように口縁部の外反に伴い、口唇部の円周方向に直行する沈線状紋が、口縁部から垂下する細隆線紋に変化する現象が影響し、特に沈線状紋が口唇部の一部分に施紋されるものなどから派生し、従来からある口縁部横位の細隆線紋と組み合わせり、本例が成立すると推察される。

以上のように、個体①③については、田戸上層式の系統を強く見出せるものの、かなり変化した意匠を見出せることから子母口式の範疇で考えたい。なお、個体②については、胴部の破片資料のみで横位の細隆線しか見いだせないことから、田戸上層式（新々段階）及び子母口式の両方に帰属する可能性があり、明確な分別は留保したい。

(3) 第IV群に分類された資料（第2図1～23）

新相として分類された細隆線紋が主体となる資料についてみると、第III群に分類された資料に比して、細隆線はさらに細く、薄手の製作となることが特徴的である。

第185図1は、口径が17cmほどの小型土器である。



第2図 東峰御幸畑東（空港No.62）遺跡出土資料(2) ※縮尺は 1/3

口縁部に縦位の絡条体圧痕紋が施紋され、その下に横位細隆線が1cmの間隔で3条、さらに4cmほどの間隔を上げて、1cm間隔で2条、それぞれ施紋される。空白部分は、斜位の細隆線がやはり1cmほどの間隔で規則正しく配列されている。細隆線上にも絡条体圧痕紋が施紋されている。薄手の器壁で、胎土に小礫が多量に混入されるが、繊維は見られない。本例については、製作の特徴も、文様及び紋様の特徴も白井市復山谷遺跡例（小笠原2002）に非常によく類似する。なお、復山谷遺跡例は先述したとおり、特殊な口唇部形態を示す部分や円形に展開する細隆線も見られ、本例とは異なっているとも考えられるが、双方とも全体が出土しているわけではなく、同種の文様等が存在する可能性も否定できない。

2～4、5、7～9、19・20は横位・縦位の細隆線が組み合わされるものである。2～4は口縁部に絡条体圧痕紋が施される。いわゆる「木の根A式」と呼称されている木の根拓美（空港No.6）遺跡出土例に類似するものであるが、双方ともに小破片ばかりであり、全体構成は不明のままである。製作上の特徴も加味して考えると、野田市勢至久保遺跡例（第5図1、飯塚他1982）や印西市泉北側第2遺跡例（第4図24、小笠原2002）の胴部片と考えると一致するも多いが、明言は差し控えたい。

6、10～17、18は細隆線が鋸歯状に構成される。10～17は口縁部及び細隆線上に絡条体圧痕紋が施されている。これらの資料は、その構成から野鳥式との関係が想定されるが、あくまでも「区画内充填」であり、井上（2010）のいう「区画文間充填手法」が確立しておらず、子母口式の範疇の中でとらえるべきであろう。やはり胴部の小片が主であり明言はできないが、11については白井市復山谷遺跡例（第4図12）、13については市原市新井花和田遺跡例（第3図3）などの一部分と考えることもできよう。

21～23はやや厚手で条痕も見られず、本分類の中ではやや異質の資料である。口縁部内面に始まり、波頂部で小突起状となる細隆線が、口縁部に数条ある細隆線の下段まで垂下していると観察される。細隆線が口唇部から下方に向かって垂下するもので、口唇部が小突起状になる例は多くみられる。さらに本例のように波状口縁の波頂部から細隆線が垂下する例もあり、特に野鳥式段階になると盛行するものである。ただ、本例の場合は口縁部下端を区画するかなのような横位の細隆線までとなっている。縦位文自体、田戸上層式（新

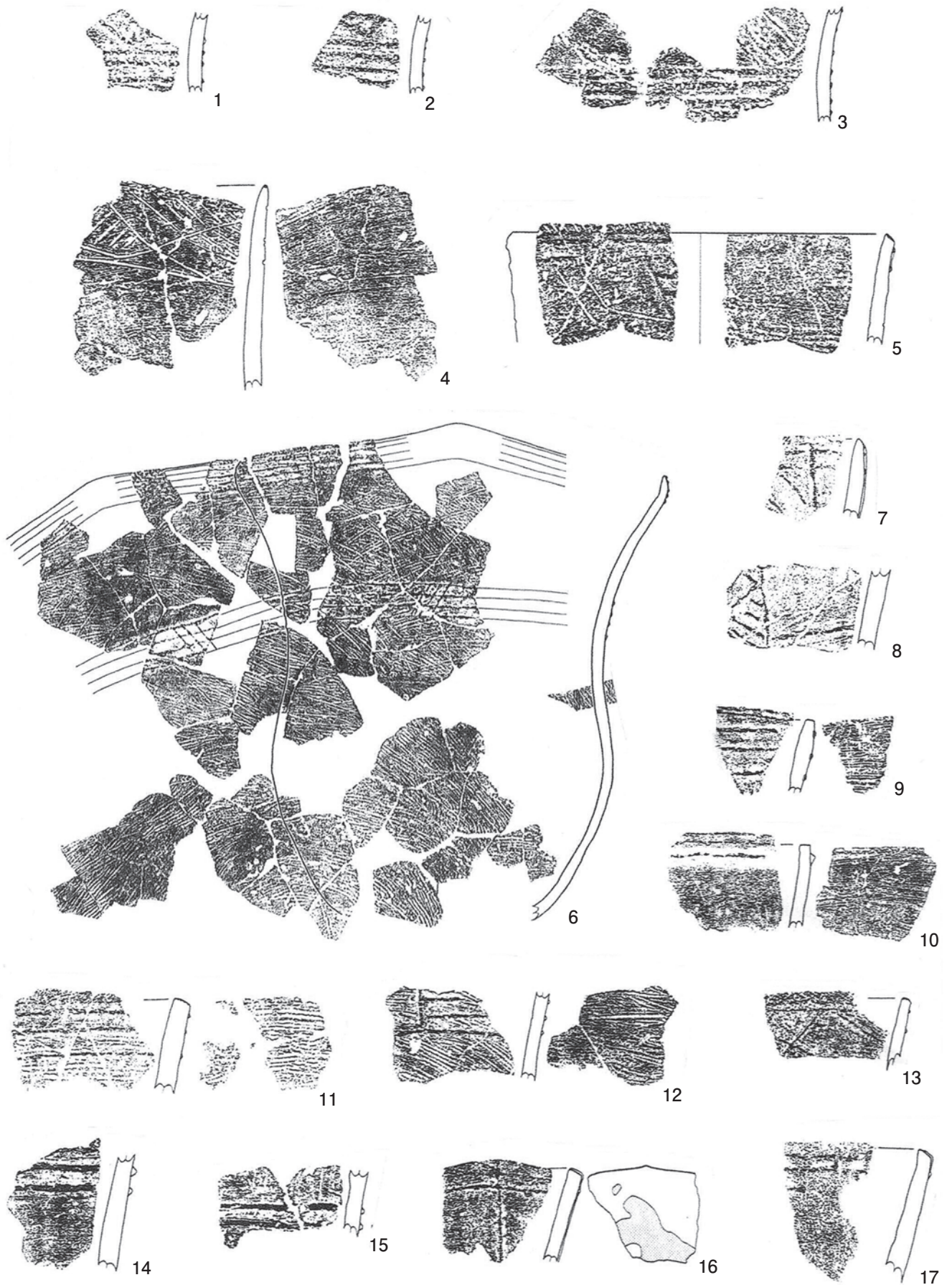
段階）までには見られないが、次の新々段階になると器形の外反により口唇部の加飾が、口縁部周辺に転置されるものが出現する（阿部1989）様相が見られる。これと連動するのか、全くの別系統であるかはまだ断定はできないが、文様が省略されたI文様帯を維持するために口縁部と横位区画文を連結する縦位文もこの時期に見られる。いずれにせよ、縦位文自体は田戸上層式（新々段階）に出現し、子母口式を経て、野鳥式で盛行するものである。本例の場合、口縁部の副文様帯（I b）と連動するものであり、基本的に子母口式段階のものだと判断したい。

2. まとめ

(1) 研究小史

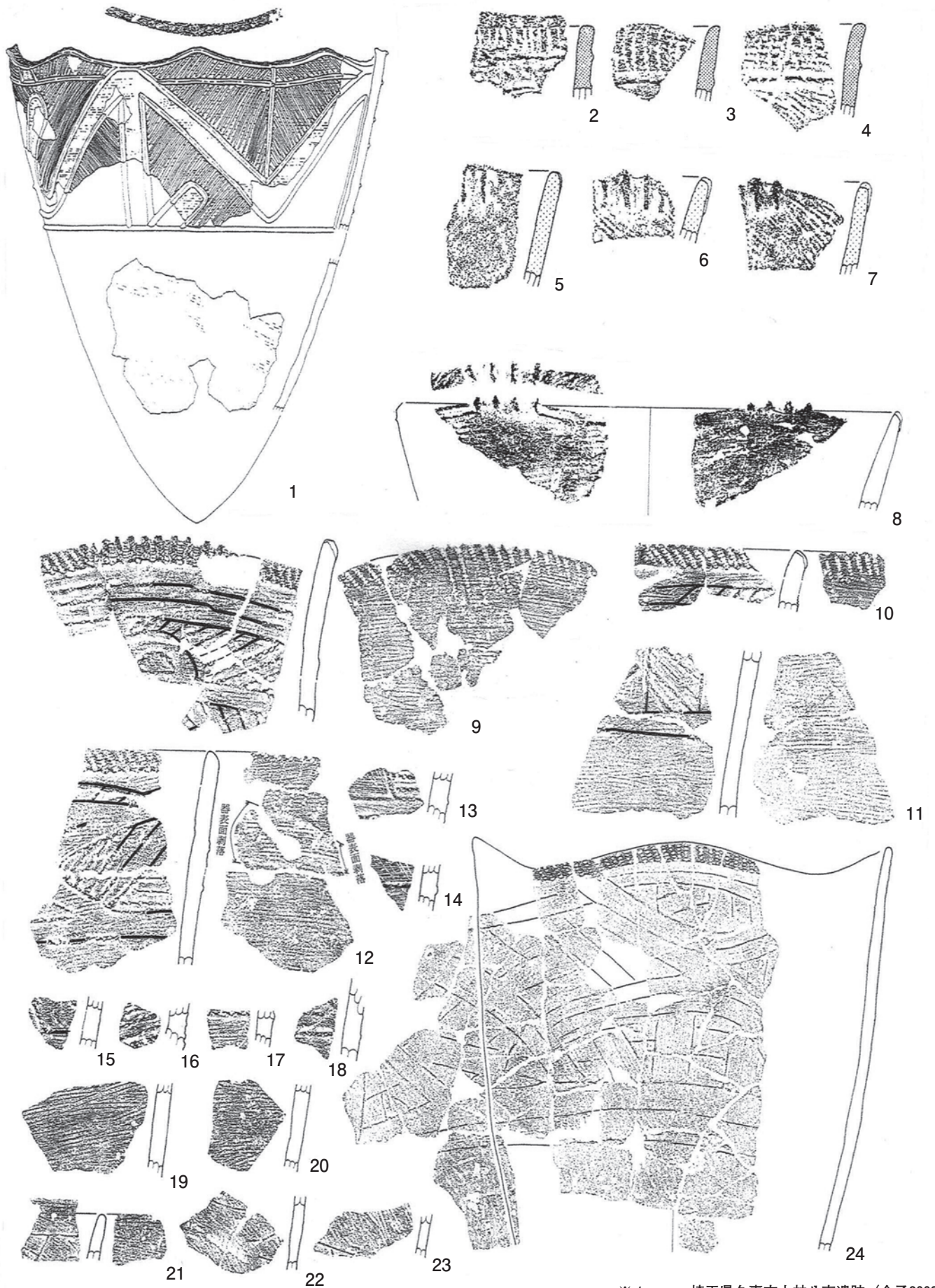
細隆線紋に関する資料については、山内（1941）による型式設定当初より子母口式を構成する一様相として提示されている。その後、子母口式に関する論考等は見られても、直接細隆線紋に関して言及したものは見られなかったが、安孫子（1967）が子母口式の段階設定を行う中で再び注目した。具体的には、子母口式を四細分する中の最新段階に「絡条体圧痕文を所有するとともに、細隆起線文をも所有する一群」として位置付けている。なお、この段階に相当する資料として次型式である野鳥式の標識遺跡である神奈川県野鳥貝塚出土（赤星1935）の「野鳥式の古手の一群が該当する」としていることから、野鳥式との連絡性を重視したうえで位置づけであることが理解できる。その後、子母口式自体の存在を疑問視する見解が多くなる中で、瀬川（1982 a・b、1983）は細隆線紋の資料について、東海地方の資料検討から「野鳥式」の範疇に含め、田戸上層式から直接変化するとした見解を表明する。年代が前後するが、関東地方では、木の根拓美（空港No.6）遺跡（宮1981）に細隆線紋を中心とする資料が比較的まとまって出土したことで注目されることとなり、安孫子（1982）は「子母口式の新しい段階で、野鳥式への橋渡し」として「木の根A式」と仮称した。そして金子（1993・2004・2011）も基本的にこの見解を踏襲し、細隆線紋を主体とする土器群について検討を行っている。

以上のように安孫子（1967）以降、細隆線紋については、野鳥式との関係から位置づけを考えることが基本となっている。金子（1993）は田戸上層式の標識遺跡である神奈川県横須賀市田戸遺跡のなかに細隆線紋を主体とする資料があることから、その系譜を指摘す



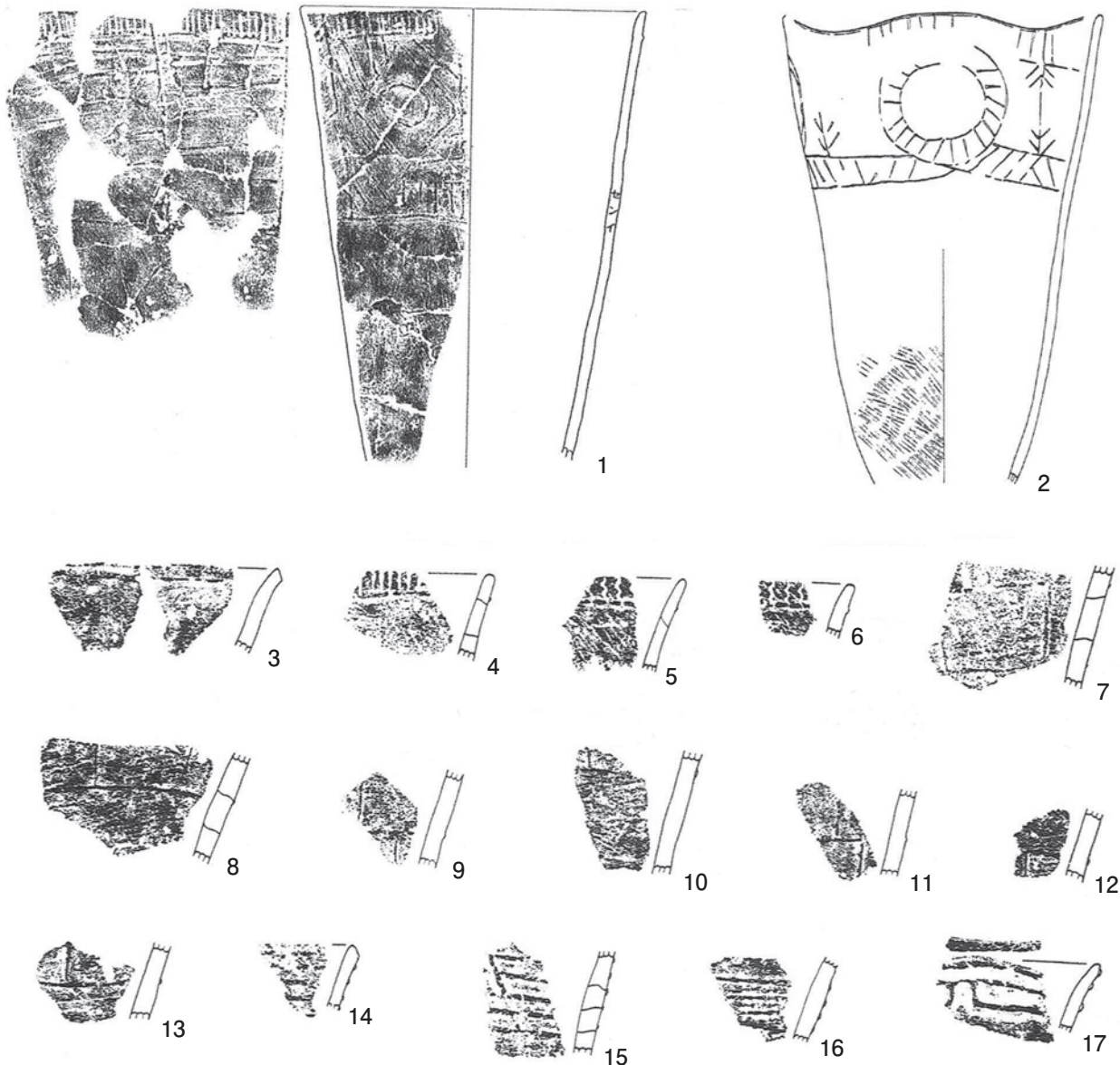
※ 1～17 市原市新井花和田遺跡 (牧野2001)
 ※縮尺は6のみ1/5、他は1/3

第3図 関連資料(1)



※ 1 埼玉県久喜市小林八束遺跡 (金子2008)
 2~7 野田市岩名第14遺跡 (岡田1994)
 8 東京都北区中里遺跡 (毒島1989)
 9~23 白井市復山谷遺跡 (小笠原2002)
 24 印西市復山谷遺跡 (小笠原2002)
 ※縮尺は1のみ1/5、他は1/3

第4図 関連資料(2)



第5図 関連資料(3)

※1 野田市勢至久保遺跡(飯塚他1982)
 2 四街道市上野遺跡(大澤1995)
 3~17 四街道市椎ノ木遺跡(高橋1987)
 ※縮尺は1・2が1/5、他は1/3

る。さらに、金子(2004・2011)では、細隆線紋を主体とする資料の多くを「木の根A段階」=「野鳥式古段階」に位置づける見解を示している。これに対し、井上(2010)は、田戸上層式の基本的な文様である「入組状文」が子母口式を経て野鳥式に至る変化を考慮に入れつつ変遷を述べる中で、野鳥式の成立を「区画文間充填手法の確立」をもってするとし、細隆線紋を主体とする資料について、それまで野鳥式に含めて考えられてきた資料についても、子母口式段階に位置付けられることを示した。「入組状文」からの変化については、金子(2005)が「V字状文」に着目し田戸上層式から子母口式及び野鳥式への変遷を述べているが、

井上(2010)は紋様の一つとして細隆線が子母口式の中に存在し、野鳥式へとつながる文様を構成していることを指摘したことと、「区画文間充填手法の確立」の観点から、いわゆる「木の根A式」の一群を明確に子母口式段階に位置付けたことに特色がある。

(2) 若干の考察

子母口式と野鳥式の弁別については、筆者は、別稿(小笠原2015)において、市原市新井花和田遺跡出土資料を田戸上層式(新々段階)から子母口式(古段階)に位置づけ、基本的には井上(2010)の見解を踏襲する立場をとる。だが、冒頭でも指摘したように子母口

式の実態は多様であり、細隆線を主体とする資料についても例外ではない。大枠の理解と並行して個々の資料を詳細に検討しなければ、この時期の型式変化の実態を捉えることはできないと考えている。

今回取り扱った東峰御幸畑東（空港No62）遺跡の資料は、その大半を子母口式段階のものとして理解した。そしてその古新を考えると、入組状文が完全に簡略化され、区画内充填が始まり、それが盛行してくという過程が想定されることから、第1図1～5・12～14 ⇒ 第2図11～17 ⇒ 第2図1という3段階の変遷を想定したい。他の資料については、全体文様に不明な点が多く明確な位置づけが困難であるが、第2図21～23については古手の様相が強いことから、第1～2段階の位置と推定したい。

先にも触れているが、周辺域において細隆線紋を主体とする土器の状況について、再度確認しておきたい。印西市泉北側第2遺跡（第4図24）、白井市復山谷遺跡（第4図9～23）、四街道市上野遺跡（第5図2）、同椎ノ木遺跡（第5図3～17）、野田市勢至久保遺跡（第5図2）、市原市新井花和田遺跡（第3図）等において良好な事例がみられ、上記の変遷にあてはめると、（第一段階）新井花和田・上野⇒（第二段階）泉北側第2・椎ノ木・勢至久保⇒（第三段階）復山谷、ということが想定されるが、それぞれの系統も明確でなく、変化の過程にヒアタスが指摘できるなど、いまだ憶測の域を出ない。特に第三段階は、東峰御幸畑東遺跡例、復山谷遺跡例ともに異質であり、単に年代差に置き換えてよいものかどうか、大きな疑問が残っている。別系統を想定するにしても、現段階では明確な類例を見出すことができない。そもそも、田戸上層式（新々段階）と第一段階との弁別が明確でないうえ、上野遺跡例の成立過程についての明晰な説明は難しい（入組状文からの変化であることは予想されるが、直接的な変化ではなく、第二段階の可能性も指摘できる）。

さらに、巨視的な視点で見ると、当該期において細隆線紋を主体とする資料は、東海地方（いわゆる「清水柳E類」「ミヲ坂式」）及び東北地方（いわゆる「槻木1式」）においてみられる。今回取り上げた東峰御幸畑東遺跡をはじめ、北総地域においては東北地方南部との密接な交渉が予想され、今後この系統を詳細に検討する必要がある。なお、上総地域の資料を中心に東海地方との深い関係を見出すことができる。

以上、東峰御幸畑東遺跡資料を出発点として細隆線紋を主体とする子母口式関連資料について検討を行っ

てきた。結果として、いわゆる「木の根A式」を一つの型式や段階として認識することはできず、いったん解体してうえで個々の資料の序列や系統を考えることが必要となった。そもそもこの型式の認定基準は「細隆線」という「紋様(要素)」に依拠する部分が大きかったといえないだろうか。縄紋土器型式を考えるときに一つの目安となる場合もあるが、それを決定材料にすることは戒めなければならないと思われる。

注

- 1) 山内清男 1941『日本先史土器図譜』第Ⅱ輯 子母口式 第117図版の1
- 2) 文章中では「折り返し口縁」と記載しているが、個体①をみると、外削ぎ状口縁直下に細隆線紋を施紋することにより、いわゆる「折り返し口縁」と同様の施紋効果となっている。

引用参考文献（年代順）

- 赤星直忠 1935「横須賀市田戸先史時代遺跡」『史前学雑誌』第2巻6号
- 山内清男 1941『日本先史土器図譜 第Ⅱ輯 子母口式』先史考古学会
- 安孫子昭二 1967「No269－早期後半の土器」『多摩ニュータウン遺跡調査報告Ⅳ』多摩ニュータウン遺跡調査会
- 宮 重行ほか 1981「木の根－成田市木の根No5、No6遺跡発掘調査報告書－」財団法人千葉県文化財センター
- 飯塚博和ほか 1982『千葉県野田市 半貝・倉之橋・勢至久保』野田市遺跡調査会
- 安孫子昭二 1982「子母口式の再検討－清水柳遺跡第2群の土器の検討を中心として－」『東京考古』第1号
- 瀬川雄一郎 1982a「子母口式土器再考」『沼津市歴史民俗資料館紀要』第6集
- 瀬川雄一郎 1982b「条痕文土器」『縄文文化の研究 3 縄文土器Ⅰ』雄山閣
- 瀬川雄一郎 1983「野鳥式土器に関する2～3の覚書き」『沼津市歴史民俗資料館紀要』第7集
- 高橋 誠 1987「椎ノ木遺跡（財団法人印旛郡市文化財センター発掘調査報告書第15集）」財団法人印旛郡市文化財センター
- 阿部芳郎 1989「第四章調査の成果と課題 1 第Ⅱ群Ⅰ類土器の型式学的検討－子母口式土器の再検討－」『半座窪遺跡』東京純心女子学園
- 毒島正明 1989『中里遺跡4－遺物Ⅰ－』東北新幹線中里遺跡調査会。
- 金子直行 1993「子母口式新段階「木の根A式」土器の再検討－細隆起線紋土器の出自と系譜を中心として－」『研究紀要』第10号（財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団）
- 大澤 孝 1993『上野遺跡・出口遺跡発掘調査報告書（印旛郡市文化財センター調査報告書第67集）』財団法人印旛郡市文化財センター
- 岡田光弘 1994『野田市岩名第14遺跡』財団法人千葉県文化財センター
- 小笠原永隆 2002「千葉ニュータウン周辺における縄紋時代早期中葉の土器資料－子母口式及びその前後形式を中心として－」『研究連絡誌（財団法人千葉県文化財センター）』第63号
- 金子直行 2004「押型文系土器群と沈線文系土器群終末期の関係

性』『研究紀要』第19号（財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団）

横山 仁 2004『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書XIX』
財団法人千葉県文化財センター

金子直行 2005「沈線文系土器群から条項文系土器群への構造
的変換と系統性－絡条体圧痕文土器の分析を通して画期を探る
－」『縄紋時代』第16号

毒島正明 2005「「ミヨ坂式」「木戸上式」の再提唱について」『土
曜考古』第29号

金子直行 2008『小林八束2遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団

井上 賢 2010「野島1式土器の成り立ち－区画文充填手法の確
立」『土器型式論の実践的研究（千葉大学大学院人文社会科学
研究科研究プロジェクト報告書第128集）』

金子直行 2011「絡条体圧痕紋のつく野島式土器－早期後葉にお
ける絡条体圧痕紋の付く細隆起線文土器の関係性について－」
『研究紀要（埼玉県埋蔵文化財調査事業団）』第25号

小笠原永隆 2015「子母口式土器の成立に関する一考察－市原市
新井花和田遺跡出資料の検討－」『型式論の実践的研究Ⅲ（千
葉大学大学院人文社会科学研究科研究プロジェクト報告書第
290集）』千葉大学大学院人文社会科学研究科